

第5回 苅田町財政健全化検討会議

歳入増の可能性

平成29年2月10日(金)09:30～

現状よりも歳入を増やすことで収支均衡を図る

1. 歳入の確実な確保

- ◆ 税の収納率の向上
- ◆ 滞納債権対策

2. 税外収入の確保

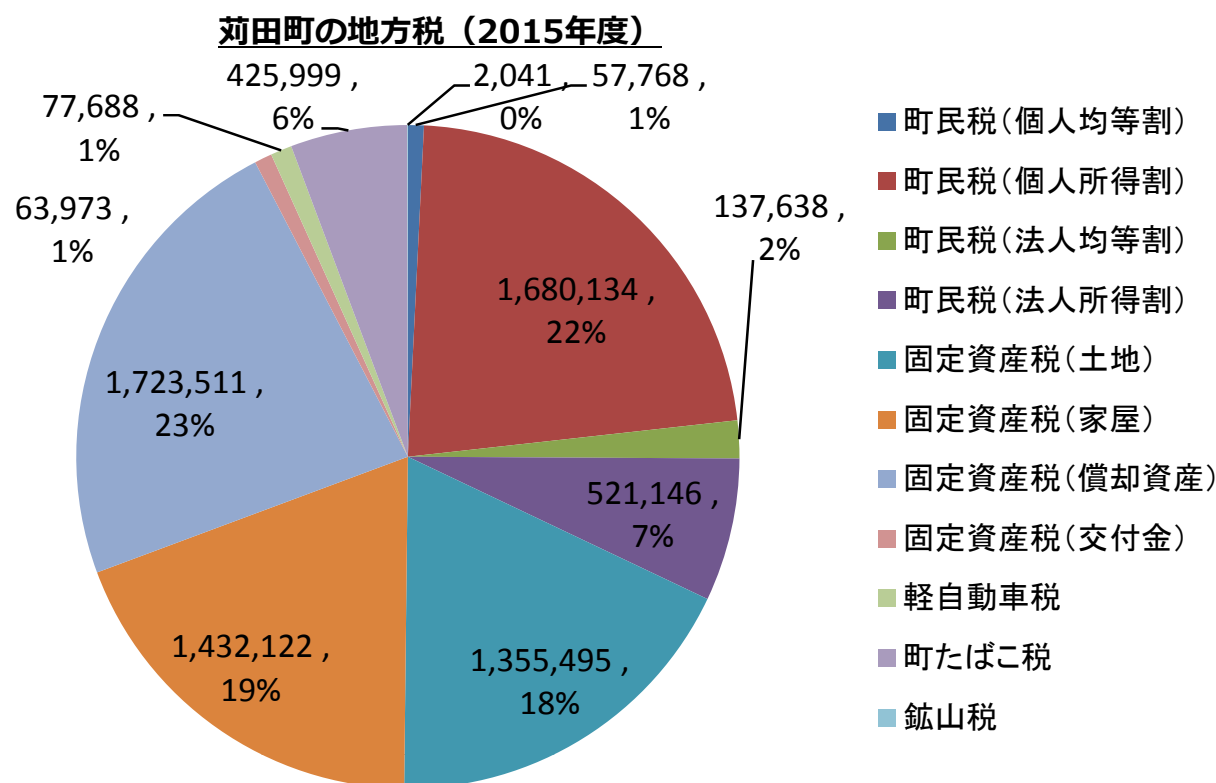
3. 税の見直し

- ◆ 税率の見直し
- ◆ 新たな税の導入

1 歳入の確実な確保 (税の収納率向上、滞納債権対策)

1) 苧田町の地方税

- ❖ 苧田町の地方税の総額は、約75億円(2015年度)
- ❖ 固定資産税(償却資産)が最も多く、以下町民税(個人所得割)、固定資産税(家屋)、固定資産税(土地)と続く



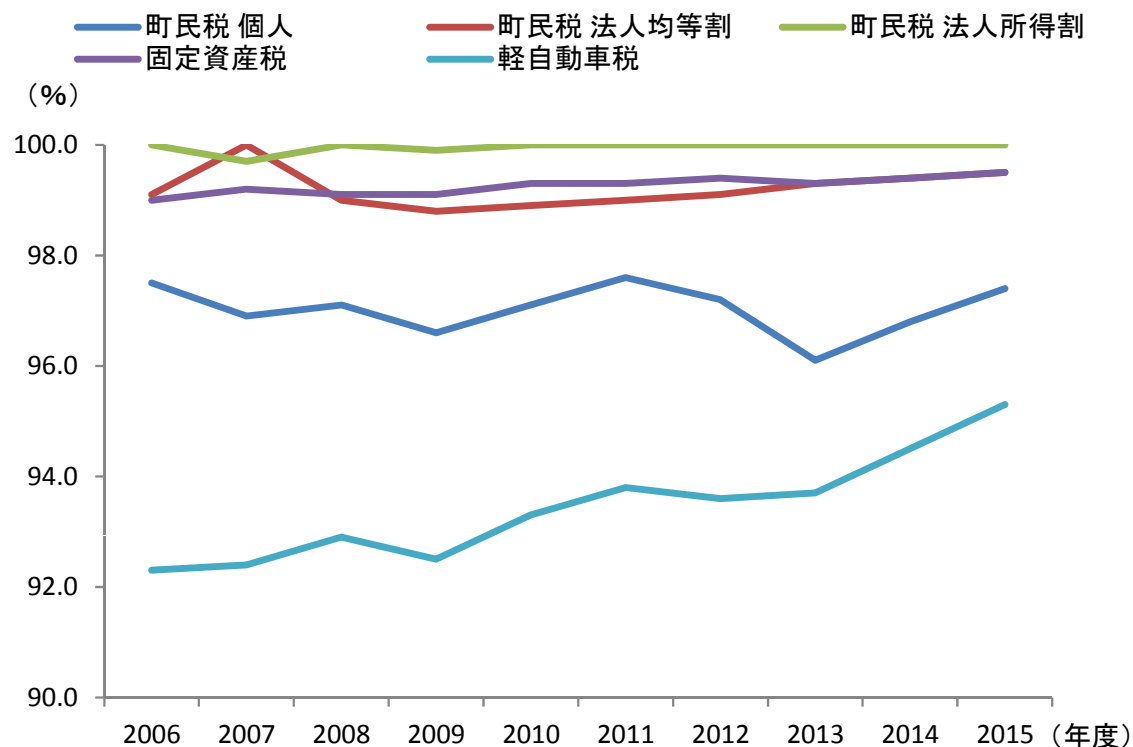
資料) 苧田町資料より九経調推計

2) 苅田町の町税収納率

- ❖ 町民税全体では98.1%（2015年度）
 - ◆ 金額の大きい町民税（個人）の収納率は97.4%
 - ◆ 軽自動車税は95.3%

※詳細は次頁スライド参照

苅田町・町税収納率の推移(現年課税分)



注1) 現年課税分での収納率

注2) 期間中全て100%の町たばこ税、鉱山税を除く

資料) 苅田町資料より九経調推計

荻田町・町税収納率の推移(現年課税分・実数)

税目		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
町民税	個人	97.5	96.9	97.1	96.6	97.1	97.6	97.2	96.1	96.8	97.4
	法人均等割	99.1	100.0	99.0	98.8	98.9	99.0	99.1	99.3	99.4	99.5
	法人所得割	100.0	99.7	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
固定資産税		99.0	99.2	99.1	99.1	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5
軽自動車税		92.3	92.4	92.9	92.5	93.3	93.8	93.6	93.7	94.5	95.3
町たばこ税		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱産税		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 単位：%

資料) 荻田町資料より九経調推計

荻田町・現年課税分と滞納繰越分の調定額と収入額の差(2015年度)

税目	2015年度現年課税分		2015年度滞納繰越分	
	調定額－収入額	収納率	調定額－収入額	収納率
法定普通税	74,151	99.0	255,650	21.3
市町村民税	45,439	98.1	144,453	22.6
固定資産税	25,047	99.5	100,008	19.3
軽自動車税	3,665	95.3	11,189	20.6

注) 単位：千円、%

資料) 福岡県ウェブサイトより九経調推計

3) 収納率が100%にならない理由

❖ 町民税

- ◆ 生活困窮者の存在
- ◆ 納税意識の欠如した町民の存在
- ◆ 苅田町の特徴として、町内企業の短期就業者の捕捉が困難
 - 例:住民登録を苅田町にしなかった就業者が苅田町を去った場合

❖ 固定資産税

- ◆ 生活困窮者の存在
- ◆ 納税意識の欠如した町民の存在
- ◆ 企業分については、ほぼ100%の収納率
- ◆ 個人分のうち、所有者が死去した後の相続人の捕捉が困難

4) 収納率を100%にした場合...

❖ 法定普通税の課税(2015年度現年分)

- ◆ 調定済額: 約74.8億円
- ◆ 収入済額: 約74.1億円
- ◆ 差額(調定済-収入済): 約0.7億円
- ◆ 収納率: 99.0%

❖ 法定普通税の滞納繰越額(2014年度以前)

- ◆ 調定済額: 約3.2億円
- ◆ 収入済額: 約0.7億円
- ◆ 差額(調定済-収入済): 約2.6億円
- ◆ 収納率: 21.3%

❖ 収納率100%の場合、約3.3億円歳入を増やすことが可能

- ◆ 恒常的な増加は現年分の0.7億円

5) 福岡県内市町村との比較

- ❖ 法定普通税全体(現年課税分)では、県内町村で5番目に高い
 - ◆ 県内町村の平均よりも高い
- ❖ 市町村民税と軽自動車税は県平均、県内町村平均よりも低い
 - ◆ 県内の町村数は32
- ❖ 法定普通税(滞納繰越分)は、県平均、県内町村平均よりも低い
 - ◆ 滞納繰越分はそもそも収納率自体がかなり低い

福岡県内町村の歳入科目別収納率ランキング (2015年度)

法定普通税(現年課税分)										法定普通税 (滞納繰越分)				
		うち市町村民税		うち固定資産税		うち軽自動車税								
1	久山町	99.7%	1	新宮町	99.5%	1	久山町	99.8%	1	久山町	99.2%	1	香春町	40.7%
2	新宮町	99.5%	2	久山町	99.5%	2	粕屋町	99.5%	2	新宮町	98.6%	2	水巻町	36.3%
3	粕屋町	99.3%	3	上毛町	99.3%	3	苅田町	99.5%	3	遠賀町	98.6%	3	粕屋町	33.7%
4	芦屋町	99.2%	4	芦屋町	99.1%	4	新宮町	99.4%	4	須恵町	98.5%	4	東峰村	31.5%
5	苅田町	99.0%	5	広川町	99.0%	5	那珂川町	99.3%	5	広川町	98.5%	5	広川町	31.0%
			24	苅田町	98.1%				27	苅田町	95.3%	15	苅田町	21.3%
	町村計	98.7%		町村計	98.5%		町村計	98.8%		町村計	96.9%		町村計	22.2%
	県計	99.0%		県計	98.9%		県計	99.1%		県計	97.4%		県計	26.1%

6) 収納率向上等への苅田町の取り組み

❖ 収納率向上へ向けた取り組み

◆ 納付環境の整備

- 2015年度より固定資産税と納期が重複していた軽自動車税の納期変更
- 2015年度より全税目についてコンビニ対応納付書へ変更
- 2015年度より納付書に口座振替申込ハガキの綴りこみによる口座振替納付の拡大
- 2015年度よりファイナンシャルプランナーによる納税相談会の実施

◆ 公平性の確保

- 福岡県との合同徴収による高額・悪質案件への対応
- 2015年度: 搜索4件実施
- 2016年度: 搜索3件実施
- 2016年度不動産購買の実施

❖ 徴収経費率の縮減への取り組み

- 証明書発行時の副本廃止
- 台帳管理の省スペース化と安全管理の推進
- 委託業務の見直しによる広域での航空写真撮影
- 2016年度分納税通知書より広告掲載による経費削減

7) 収納率向上へ向けた今後の指針

❖ 短期指針

- ◆ 差押件数を増やす
- ◆ 分割納付に対する履行確認の徹底
- ◆ 町県民税の特別徴収の拡大

❖ 中長期指針

- ◆ 長期着手・早期処分を実施して現年度中心の滞納整理を目指す
- ◆ 租税法律主義(公平性・合法性の原則)に基づく滞納処分の実施
- ◆ チャレンジ精神を持った職員の育成・継承

※税外債権の徴収については、2014年度より債権回収促進担当係を税務課内に設置し、公債権・私債権の回収に着手

◆ 短期・中長期指針に従い、全ての税目の収納率100%を目指す

◆ 特に滞納繰越分の収納率向上に留意

8) 論点

- ❖ 収納率向上に向けて新たに取り組むべきことは何か

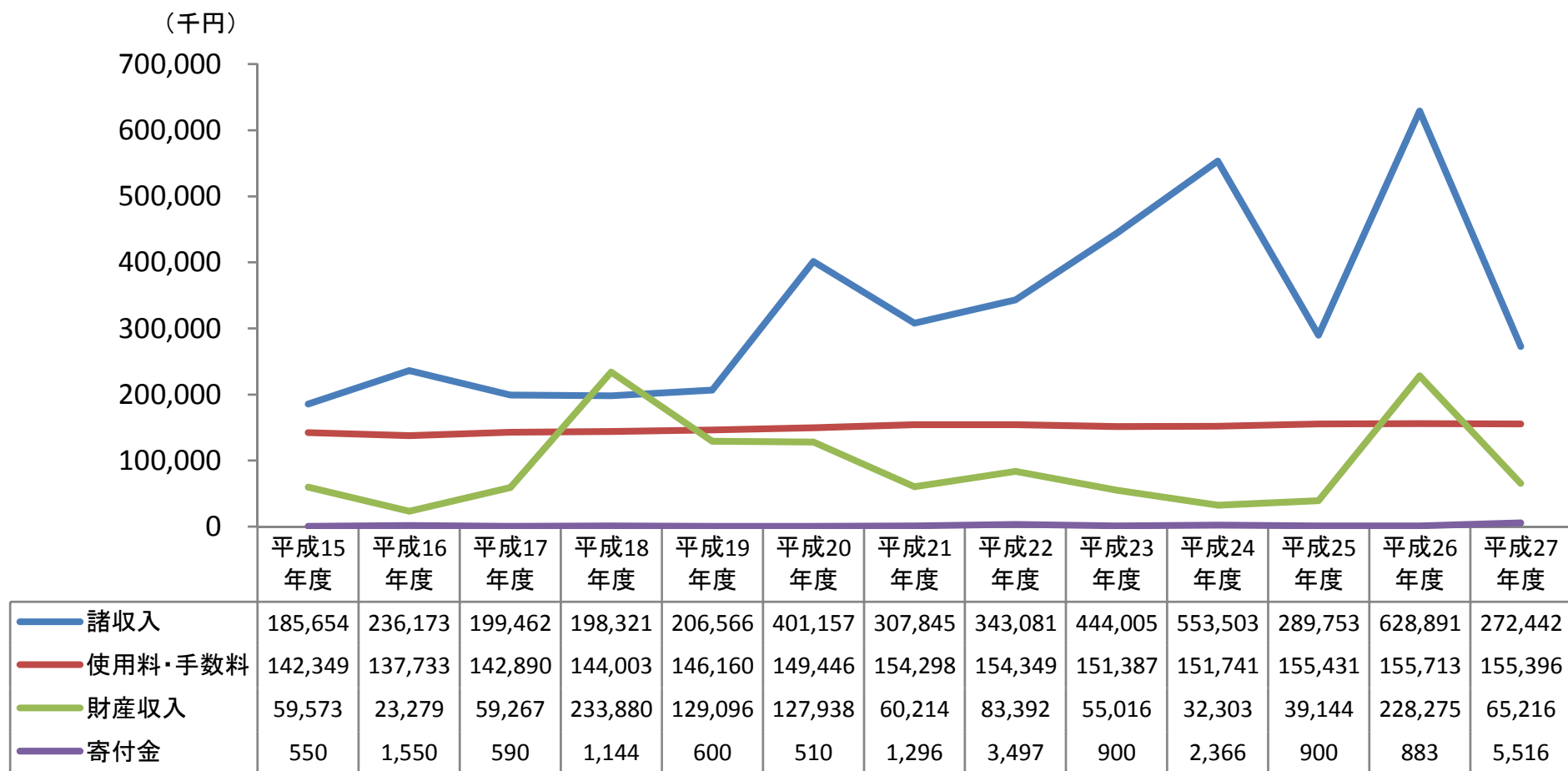
2 税外収入

1) 税以外の収入の検討項目

項目	定義	荻田町における主な内容 (平成27年度)
使用料・手数料	<p>使用料: 自治体が所有・管理している施設を利用する時に、町に納付される収入</p> <p>手数料: 自治体が行う行政サービスの対価として納付される収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅使用料 ・ごみ処理手数料 ・総合保健福祉センター使用料 ・諸証明手数料 ・公営住宅使用料(滞納繰越分) ・公民館使用料
財産収入	<p>財産運用収入: 自治体が所有する財産等を貸し付つける事によって生じる対価や基金の運用利息、出資に対する株式配当金等</p> <p>財産売払収入: 自治体の財産を譲渡することに等により生じる収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産土地売払収入 ・町有地及び建物貸付収入 ・財産調整基金利子 ・用品調達基金利子及び運用益 ・清掃施設建設基金利子
寄付金	<p>用途を指定しない一般寄付金／用途を指定した指定寄付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと寄付金 ・一般寄付金
諸収入	<p>歳入項目に区分された以外の収入(一般的には、預金利子や延滞金、公営企業会計への貸付金に対する償還金等がある)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費(小学校) ・乳児・重度障害者・ひとり親家庭等高額医療費 ・給食費(中学校) ・中小企業振興資金融資預託金元利収入 ・保留地処分金

資料) 荻田町資料より九経調作成

2) 税以外の収入のこれまでの推移



3) 税以外の収入確保の方針

❖ 適正な受益者負担

- ◆ 周辺自治体・類似自治体との行政サービスの利用料金の比較や、事業における受益者負担比率等を分析し、料金水準の低いものについては相応の受益者負担を勘案して、利用料金の適正化を検討
- ◆ 一部項目については、平成27年度中に検討済み

❖ ふるさと納税の増加策の検討

- ◆ 現状は、ポータルサイト運営事業者にPR、事務等を業務委託

❖ 広告収入の増加策の検討

❖ 民間活力の導入による使用料収入の確保

- ◆ 中・長期的には、町の保有する不動産（公共施設、土地）の活用（地代・賃料等の確保）などの方策を検討

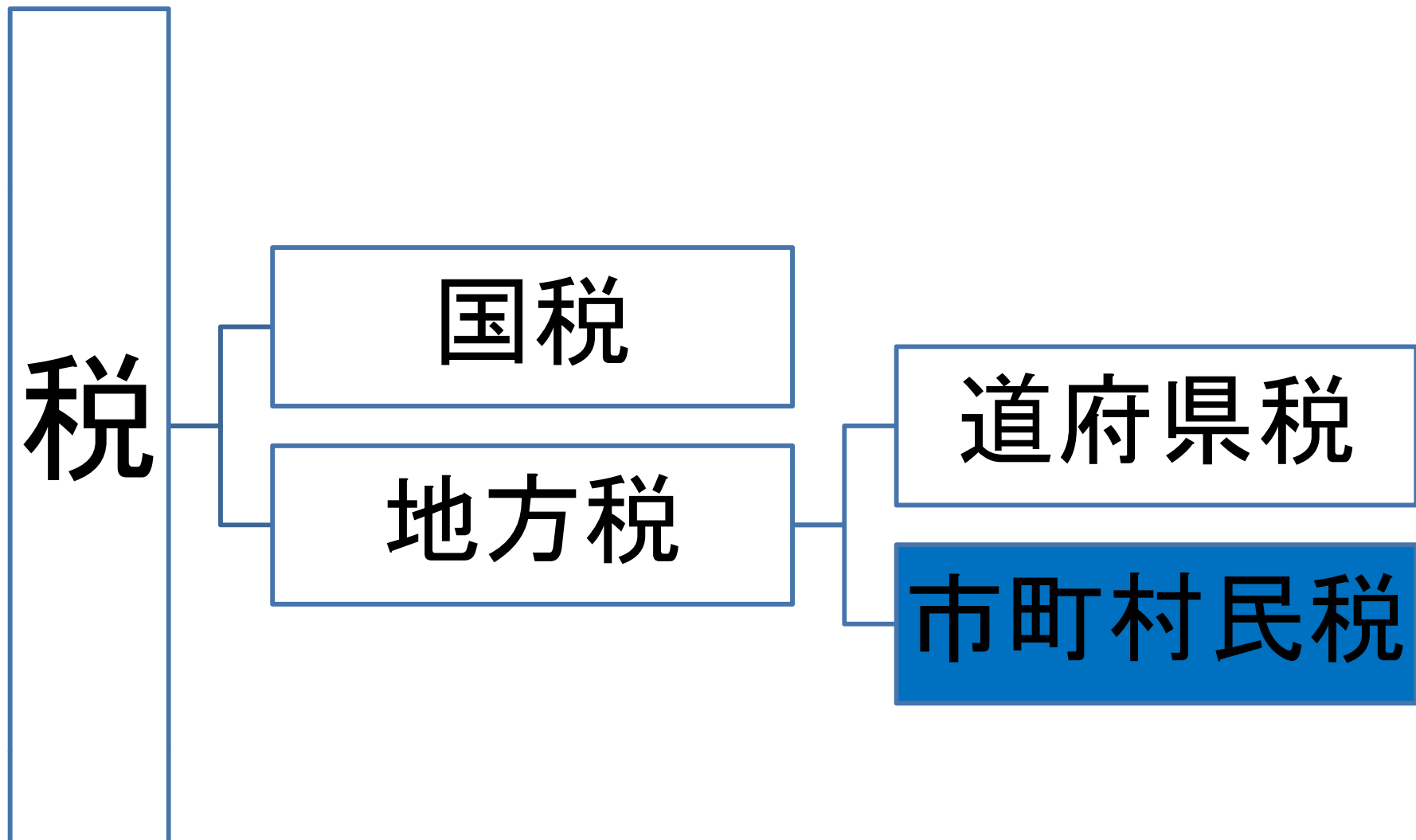
4) 論点

- ❖ 税以外の収入確保の具体的な方策について
 - ◆ 前頁のもので何に力を入れるか
 - ◆ 前頁以外の方策

3 各種の税見直し (税率の見直し、新たな税の導入)

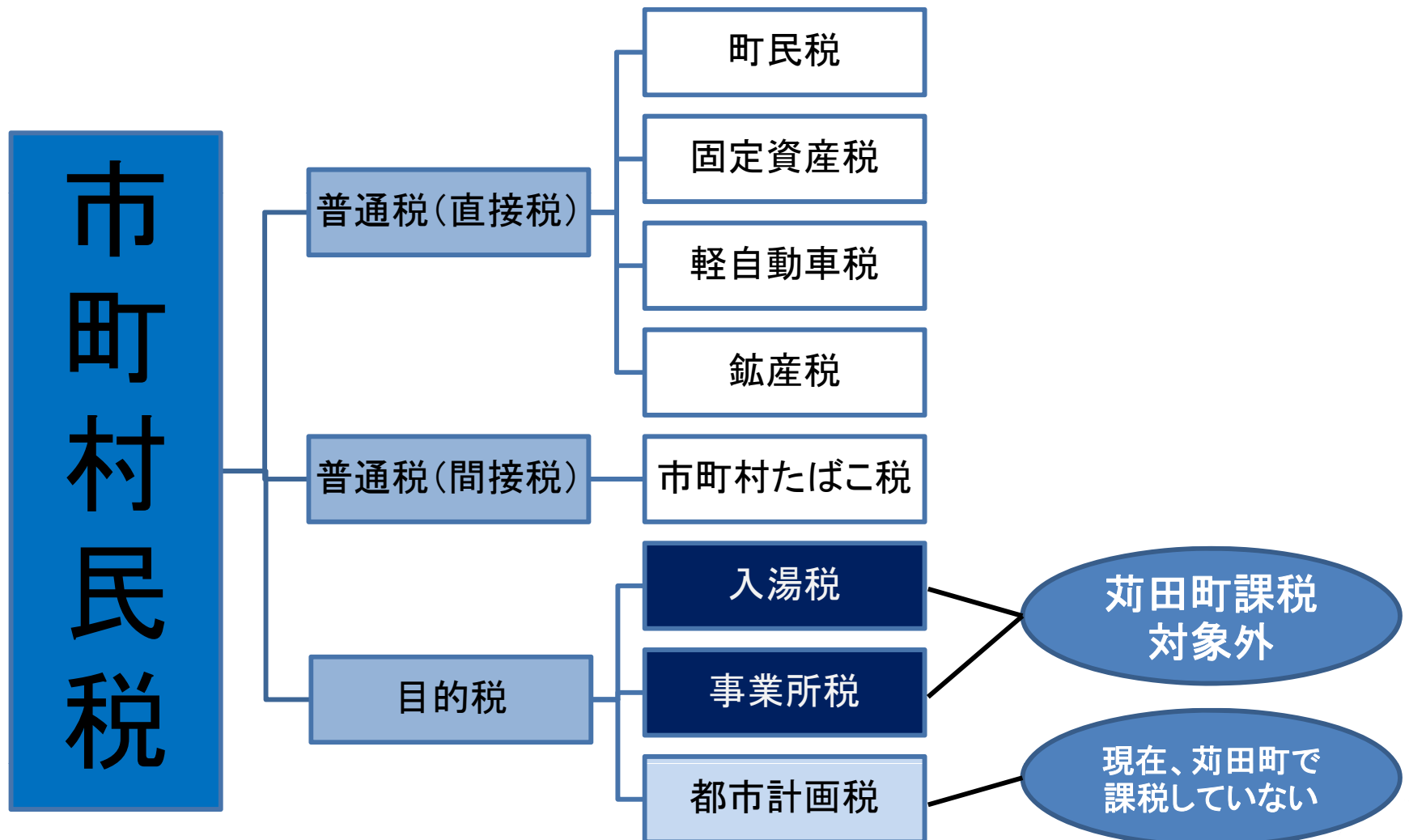
1) わが国の租税体系①

- ❖ 税は国税と地方税により構成される
- ❖ 地方税は道府県税と市町村民税により構成される



1) わが国の租税体系②

- ❖ 市町村税は「普通税(直接税)」「普通税(間接税)」「目的税」により構成される



2) 苧田町で検討可能な税

❖ 町民税(税率見直し)

- ◆ 個人分(均等割)
- ◆ 個人分(所得割)
- ◆ 法人分(均等割)

❖ 固定資産税(税率見直し)

❖ 都市計画税(新たに導入)

※その他の税目は、以下の理由で対象外

- ◆ 既に制限税率での税率設定:町民税法人分(法人税割)
- ◆ 市町村での税率設定が不可能:たばこ税
- ◆ 課税対象がない:入湯税
- ◆ 課税ができない:事業所税(人口30万人以上の都市)

<参考>「税率の設定」の記号

記号	税率の設定	意味
×	一定税率	決まった税率しか定めることが許されない
△	標準税率 (制限あり)	通常よるべき税率が定められているが、 変更は可能 その際の制限がある
○	標準税率 (制限なし)	通常よるべき税率が定められているが、 変更は可能 その際の制限はなし
◎	任意税率	地方団体に税率設定が委ねられている その際の制限がある

3) ー(1) 町民税(個人均等割、個人所得割)とは

内容	条件		税率の設定	
市町村が様々な行政サービスを提供するために住民から徴収する 特に個人に課されるもの	課税主体	1月1日現在の住所地の市町村	○	
	納税義務者	市町村内に住所、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人		
	種類	『均等割』		住民が平等に負担
		『所得割』		前年の所得額に応じて負担

資料) 九経調作成

3) 一(2) 苅田町の町民税(個人分)の推移

- ❖ 町民税(個人分)の均等割は、5,000万円前後
 - ◆ 歳入全体に対する割合は0.4%
- ❖ 町民税(個人分)の所得割は、ここ数年は17億円弱
 - ◆ 歳入全体に対する割合は約12%

苅田町の町民税個人分の推移と割合

		(単位:千円、%)									
		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
町民税個人分		1,260,446	1,604,911	1,674,096	1,657,907	1,496,226	1,582,654	1,729,415	1,711,780	1,703,197	1,737,902
	うち均等割	43,191	44,324	45,638	46,108	45,559	51,975	48,072	48,579	55,982	57,768
	うち所得割	1,217,255	1,560,587	1,628,458	1,611,799	1,450,667	1,530,679	1,681,343	1,663,201	1,647,215	1,680,134
歳入合計		17,201,281	16,277,848	16,189,804	15,516,654	16,167,628	15,996,675	14,067,475	14,185,021	14,361,795	13,907,399
地方税計		8,740,628	7,739,968	8,390,961	7,950,484	7,786,843	7,906,103	7,807,492	7,541,941	7,701,151	7,477,515
均等割の割合											
	対歳入合計	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	対地方税計	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8
所得割の割合											
	対歳入合計	7.1	9.6	10.1	10.4	9.0	9.6	12.0	11.7	11.5	12.1
	対地方税計	13.9	20.2	19.4	20.3	18.6	19.4	21.5	22.1	21.4	22.5

資料) 苅田町資料より九経調作成

3) 一(3) 苅田町の町民税(個人分)

- ❖ 個人均等割: 3,500円(標準税率) 過去10年間は常に標準税率
 - ◆ 福岡県内の全市町村で同額
 - ◆ 全国の動向
 - 北海道夕張市: 4,000円(2007年度から財政再建の歳入確保策として、超過税率3,500円を採用)
 - 横浜市: 4,400円(2009年度から緑地保有支援などのため、超過課税「横浜みどり税」を実施)
 - 沖縄県金武町: 2,700円・3,200円(2011~14年度。経済状況悪化に対する町民負担軽減のため。個人所得割も同期間5.4%に減税)
 - ◆ 2014年度(平成26年度)から2023年度まで、500円が加算
 - 特例法(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」)での加算
 - ◆ 全ての納税義務者に対して均等にかかる

- ❖ 個人所得割: 税率6%(標準税率) 過去10年間は常に標準税率
 - ◆ 福岡県内の全市町村で同率
 - ◆ 全国の動向
 - 北海道夕張市: 6.5%(2007年度から財政再建のための歳入確保策の一環として導入)
 - 兵庫県豊岡市: 6.1%(2009年度から都市計画税の廃止の代替財源確保として導入)
 - 名古屋市: 5.7%(2016年度より、市民生活の支援及び地域経済の活性化を目的として導入。個人均等割も3,300円に減税)
 - ◆ 納税義務者の所得金額に応じてかかる

3) - (4) 苅田町の町民税(個人分)・税率変更試算

- ❖ 均等割を4,000円にした場合の年平均増額は、900万円程度
- ❖ 所得割を0.25%増加した場合の年平均増額は、約1.3億円

苅田町の町民税に関する税率変更シミュレーション

				(単位:千円)
町民税個人分 (均等割)	10年累計	年平均	2015年度 57,768	
	現在のシミュ	525,727	52,573	(2015年度は 苅田町地方 税の1%)
	3,500円	540,471	54,047	
	増額分	14,744	1,474	
	4,000円	617,681	61,768	
増額分	91,954	9,195		
町民税個人分 (所得割)	10年累計	年平均	2015年度 1,680,134	
	現在のシミュ(6%)	15,719,154	1,571,915	(2015年度は 苅田町地方 税の22%)
	6.25%	16,374,119	1,637,412	
	増額分	654,965	65,496	
	6.50%	17,029,083	1,702,908	
増額分	1,309,929	130,993		

注) 均等割の3,500円シナリオは2024年度以降も3,500円のままと仮定したもの
資料) 九経調作成

4) ー(1)市町村民税(法人均等割)とは

内容	条件		税率の設定	
市町村が様々な行政サービスを提供するために住民から徴収する 特に法人に課されるもの	課税主体	事務所等所在の市町村	△	
	納税義務者	市町村に事務所又は事業所を有する法人		
	種類	『均等割』		所得に関係なく会社の規模に応じて負担

資料)九経調作成

4) 一(2) 苅田町の町民税(法人分均等割)の推移

❖ 町民税(法人分均等割)は、1.4億円弱

- ◆ 歳入全体に対する割合は1%程度
- ◆ 地方税に対する割合は1.8%程度

苅田町の町民税法人分均等割の推移

	(単位:千円、%)									
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
町民税(法人分均等割)	121,317	122,635	131,238	118,685	133,855	131,540	129,593	138,586	138,613	137,638
歳入合計	17,201,281	16,277,848	16,189,804	15,516,654	16,167,628	15,996,675	14,067,475	14,185,021	14,361,795	13,907,399
地方税計	8,740,628	7,739,968	8,390,961	7,950,484	7,786,843	7,906,103	7,807,492	7,541,941	7,701,151	7,477,515
対歳入合計割合	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0
対地方税割合	1.4	1.6	1.6	1.5	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8

資料) 苅田町資料より九経調作成

4) 一(3) 苅田町の町民税(法人分均等割)

❖ 法人分均等割: 標準税率

- ①:50千円、②:120千円、③:130千円、④:150千円、⑤160千円、⑥400千円、⑦:410千円、⑧1,750千円、⑨:3,000千円
- 企業の資本金と従業者数に応じて号(○内の数字)が決まる

◆ 福岡県内の多くの市町村は標準税率

- 標準税率の一律1.2倍(制限税率):北九州市、行橋市、豊前市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糟屋郡全町
- ①・②は標準税率、③以上が1.2倍:福岡市
- ①は標準税率、②以上が1.2倍:大牟田市、春日市、
- ①は標準税率、②が1.1倍、③以上が1.2倍:大野城市

◆ 過去10年間は常に標準税率

◆ 全ての法人に対して均等にかかる

4) 一(4) 苅田町の町民税(法人分均等割)・税率変更試算

❖ 法人分均等割を一律に1.1倍した場合の年平均増額は、約1,400万円

苅田町の町民税(法人分均等割)に関する税率変更シミュレーション

				(単位:千円)
町民税法人分 (均等割)	10年累計	年平均	2015年度 137,638	
現在のシミュ	1,382,790	138,279	(2015年度は 苅田町地方 税の2%)	
1.1倍	1,521,069	152,107		
増額分	138,279	13,828		
1.2倍	1,659,348	165,935		
増額分	276,558	27,656		

注) 現在の企業数(地方税法第312条第1項の法人)が変化しないことを条件にシミュレーション
資料) 九経調作成

5)－(1)固定資産税とは

内容	条件		税率の設定
土地、家屋、償却資産を所有するものに課される税金	課税主体	全市町村	○
	納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者	
	免税点	土地30万円 家屋20万円 償却資産150万円 ※同一の人が所有する固定資産の課税標準額の合計が、上記の金額に満たない場合は固定資産税がかからない	

資料)九経調作成

5)－(2)固定資産税の推移

- ❖ 固定資産税は、45.1億円弱
 - ◆ 歳入全体に対する割合は32%程度
 - ◆ 地方税に対する割合は60%程度

苅田町の固定資産税の推移

	(単位:千円、%)									
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
固定資産税	4,889,957	4,951,617	5,201,277	5,398,277	5,350,686	5,127,567	4,659,505	4,661,781	4,567,840	4,511,128
歳入合計	17,201,281	16,277,848	16,189,804	15,516,654	16,167,628	15,996,675	14,067,475	14,185,021	14,361,795	13,907,399
地方税計	8,740,628	7,739,968	8,390,961	7,950,484	7,786,843	7,906,103	7,807,492	7,541,941	7,701,151	7,477,515
対歳入合計割合	28.4	30.4	32.1	34.8	33.1	32.1	33.1	32.9	31.8	32.4
対地方税割合	55.9	64.0	62.0	67.9	68.7	64.9	59.7	61.8	59.3	60.3

注) 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の和。交付金分は含まない
資料) 苅田町資料より九経調作成

5- (3) 苅田町の固定資産税

❖ 固定資産税の税率: 1.4% (標準税率)

- ◆ 福岡県内の多くの市町村は標準税率 ※2004年度より制限税率が廃止
 - 1.5%: 田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、朝倉市、那珂川町
 - 1.6%: 大牟田市、八女市
- ◆ 全国の動向
 - 全国の全市町村(2014年度)の91%(1,565)が1.4%
 - 全国の全市町村(2014年度)の8%(137)が1.4%超~1.6%以下
 - 全国の全市町村(2014年度)の1%(18)が1.6%超~1.8%以下※2014年度時点では、標準税率未満の税率を設定する市町村は存在しない※
- ◆ 1986(昭和61)年度までは1.6%
- ◆ 1987(昭和62)年から段階的に減少
 - 1987年度: 1.55%、1988年度: 1.5%、1989年度: 1.45%、1990年度: 1.4%
 - 当時の首長の政治的判断により実施
- ◆ 1990(平成2)年度から現在に至るまで1.4%
- ◆ 土地、家屋の所有者と償却資産を有する法人と個人にかかる

5) - (4) 苅田町の固定資産税・税率変更試算

- ❖ 固定資産税の税率を1.4→1.5%にした場合の年平均増額は、約3.6億円
- ◆ 1.6%の場合は約7.2億円

苅田町の固定資産税に関する税率変更シミュレーション

				(単位:千円)
固定資産税		10年累計	年平均	2015年度 4,511,128
	現在のシミュ(1.4%)	42,900,241	4,290,024	(2015年度は 苅田町地方 税の60.3%)
	1.45%	44,992,819	4,499,282	
	増額分	2,092,579	209,258	
	1.50%	46,544,296	4,654,430	
	増額分	3,644,055	364,406	

注) 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の和。交付金分は含まない
資料) 九経調作成

6)－(1)都市計画税とは

内容	条件		税率の設定
都市計画法による市街化区域内の土地及び家屋に課される税金	課税主体	都市計画区域を有する市町村	◎
	納税義務者	土地又は家屋の所有者	
	課税対象	市街化区域内の土地及び家屋	
	免税点	土地30万円 家屋20万円	
※固定資産税について、免税点未満のものは都市計画税はかからない			

資料) 九経調作成

都市計画税の課税客体等

地方税法 第六節 都市計画税 (都市計画税の課税客体等)

- ❖ **第七百二条** 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

6) 一(2) 都市計画税と苅田町

- ❖ 都市計画税：苅田町では現在課税していない
 - ◆ 地方団体に税率設定が委ねられている
 - 制限税率は0.3%
 - ◆ 福岡県内の導入自治体
 - 0.1%：大牟田市、(豊前市：課税保留中)
 - 0.2%：直方市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市
 - 0.28%：中間市
 - 0.3%：北九州市、福岡市、久留米市、筑紫野市
 - ◆ 全国の動向
 - 都市計画事業施行市町村(913)に対する都市計画税徴収市町村(649)の割合は71.1%。約50%(322)の市町村が0.3%設定
 - 兵庫県豊岡市(都市計画事業を実施するが、2008年に都市計画税廃止以来、課税していない)
 - － 1市5町で市町村合併
 - － 旧豊岡市では下水道事業の借入金の返済に充てるため、都市計画税を活用。その他5町は借入金に関する特別な税の手当ては実施せず
 - － 合併後の下水道事業の借入金の返済にあたって、旧豊岡市地域のみ都市計画税を充てる
 - － 旧豊岡市は、下水道事業以外で多くの都市計画事業を行っていなかった十多額の借入金の持ち込みはない。そのため、旧豊岡市域のみの特別な税負担が問題になる。
 - － 新市でのルール統一の必要性から、都市計画税を廃止し、固定資産税と市民税の超過課税を実施

6) 一(3) 都市計画税の使いみち(法律上の規定)

- ❖ I 都市計画事業 (都市計画法第59条による認可事業)
 - ◆ 交通施設(道路、駐車場等)
 - ◆ 公共空地(公園、緑地等)
 - ◆ 供給・処理施設(水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等)
 - ◆ 水路(河川等)
 - ◆ 教育文化施設(学校、図書館等)
 - ◆ 医療・社会福祉施設(病院、保育所等)
 - ◆ その他
- ❖ II 土地区画整理事業 (土地区画整理法第4条による認可事業)

6) 一(4) 苅田町の都市計画税・導入試算

- ❖ 都市計画税(税率0.1%)を導入した場合の年平均増額は、約2.1億円
 - ◆ 0.3%の場合は、約6.2億円

苅田町の都市計画税導入に関するシミュレーション

			(単位:千円)
都市計画税	10年累計	年平均	
現在のシミュ	0	0	
0.1%	2,056,831	205,683	
0.2%	4,113,663	411,366	
0.3%	6,170,494	617,049	

注) 土地と家屋が対象。償却資産は含まれない
資料) 九経調作成

7) 論点

※まず、歳入の確実な確保、税外収入の確保を進めることが前提

❖ 検討可能な税をどのように取り扱うのか

- ◆ 町民税個人分
 - 所得割は見直しによる増額分が多い(均等割は少ない)
- ◆ 町民税法人分均等割
 - 見直しによる増額分が少ない
- ◆ 固定資産税
 - 標準税率を超えた設定は全市町村の9%程度
- ◆ 都市計画税
 - 苅田町は、既に土地区画整理事業等を実施している